

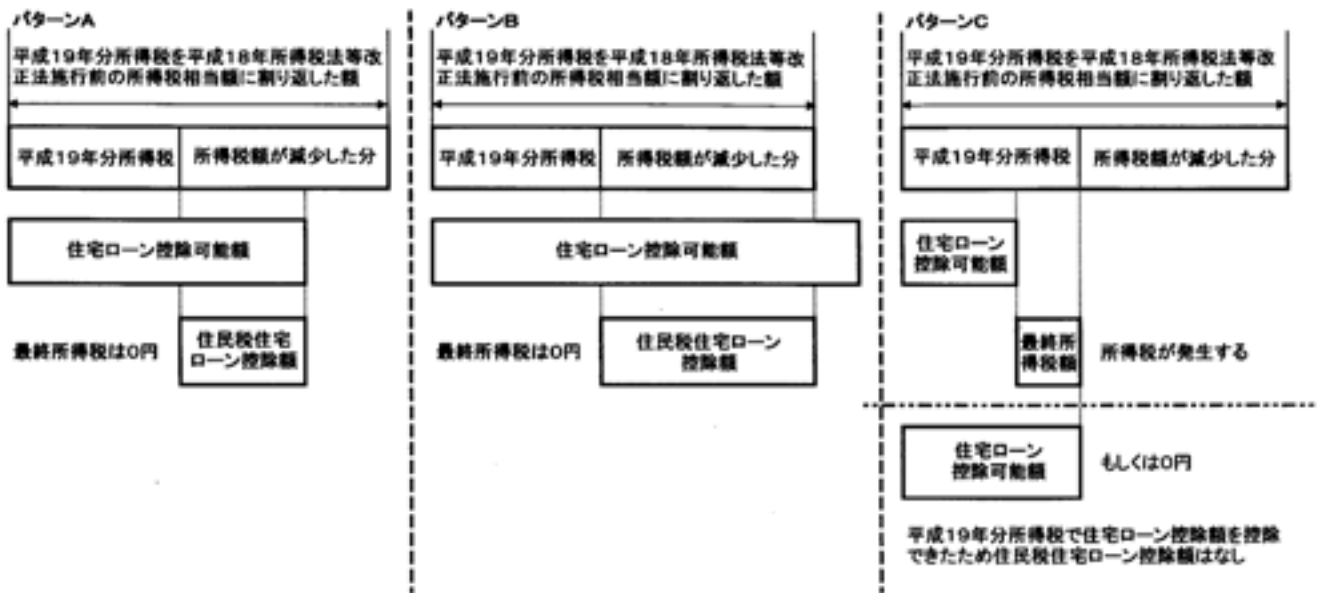
申告が必要です！

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方



■控除しきれなかった分は、住民税（所得割）から控除されます

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税（所得割）から控除できます。



■平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成20年3月17日までに平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ「市町村住民税道府県民税 住宅借入金特別税額控除申告書」を提出してください。

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
※所得税の確定申告をされない方	源泉徴収票を添付して市区町村へ提出（パターンA・B）
所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出（パターンA・B）

※給与所得（収入金額が2,000万円以下で、1ヶ所の会社・事業所から所得を得ている方）のみで、例年、年末調整で住宅ローン控除の適用を受け、確定申告の必要のなかった方

■平成19年以降に入居した場合は、「住民税の住宅ローン控除」の適用はありません

平成19年以降に入居した場合は、別途、所得税において新たな住宅ローン控除制度の特例が設けられましたので、所轄の税務署（土浦税務署）にお問い合わせください。

◆問い合わせ先

伊奈庁舎税務課

土浦税務署

☎58-2111（内線1132～1134）

☎029-822-1100